

# 民生委員・児童委員は、

# あなたの頼れる相談役です

民生委員・児童委員は、地域住民の

福祉向上のために、厚生労働大臣が委嘱する「民間の奉仕者」です。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、関係機関とのつなぎ役として社会福祉増進のために活躍しています。下野市には5月1日現在、108人の民生委員・児童委員（うち6人は、主任児童委員）がいます。

## ●民生委員とは？

民生委員法に基づき、地域福祉に熱意のある人が厚生労働大臣から民生委員として委嘱されています。一定の区域を担当し、さまざまな問題について親身になって相談に応じ、助言や情報提供などを行っています。

## ●児童委員とは？

すべての民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関するさまざまな事柄も把握し、児童福祉の向上を図っています。

## ●主任児童委員とは？

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

## ●どんな小さなことでもお気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、地域のみならずの相談相手です。お困りの場合は、一人で悩まずに、担当の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。これは、1917年（大正6年）5月12日に、民生委員法の起源となる濟世顧問制度が公布されたことに由来しています。これに合わせて下野市では、5月を民生委員活動の強調月間とし、要援護者宅の訪問活動を実施します。

民生委員・児童委員は、子育て・福祉に関する相談相手です。

- みなさんが抱える問題について、みなさんの立場で親身に相談に乗ります。
- わたしたちのまちにどんな福祉制度や子育て支援サービスがあるか、紹介します。
- 必要なサービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」になります。
- 厚生労働大臣から委嘱され、地域で活動する無給のボランティアです。

どんな相談に乗ってくれるの

例えば・・・

妊娠中の心配ごと  
子育ての不安

しつけの悩み、親子関係  
仲間づくり、いじめ

非行、不登校、虐待

などでお悩みの方



ご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があります。相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動をしていますので、お気軽にご相談ください。



お住まいの地域の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、社会福祉課（☎（52）1112）までお問い合わせください。